

Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	大阪府キンキ寝具株式会社における低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業
プロジェクト 代表事業者名	キンキ寝具株式会社 代表取締役 松尾 和紀 印

提出日 22年 6月30日

受理日 22年 6月 30日

最終版提出日 22年 10月 4日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	キンキ寝具株式会社(キンキシングカブシキカイシャ)		
住所	大阪市東淀川区豊里 3 丁目 7 番 43 号		
代表者氏名	代表取締役 松尾 和紀	担当者氏名	松尾 和紀
担当者所属	該当なし	担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	matsuo@maruwa-wk.co.jp	担当者電話番号	06-6327-7721
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	キンキ寝具株式会社(キンキシングカブシキカイシャ)		
住所	大阪市東淀川区豊里 3 丁目 7 番 43 号		
代表者氏名	代表取締役 松尾 和紀	担当者氏名	松尾 和紀
担当者所属	該当なし	担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	matsuo@maruwa-wk.co.jp	担当者電話番号	06-6327-7721
プロジェクトでの役割	プロジェクト実施事業者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	財団法人大阪府みどり公社(ザイダンホウジンオオサカフミドリコウシャ)		
住所	大阪市中央区南本町 2 丁目 1-8 創建本町ビル 5 階		
代表者氏名	理事長 成相 成悦	担当者氏名	高見 勝重
担当者所属	環境部	担当者役職	参事
担当者 E-mail	takami@osaka-midori.jp	担当者電話番号	06-6266-1271
プロジェクトでの役割	オフセット・クレジット申請の技術支援、クレジットマッチング支援等		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	朝日加工株式会社(アサヒカコウカブシキカイシャ)		
住所	大阪府大阪市中央区南本町 1-8-14 堺筋本町ビル 8 階		
代表者氏名	代表取締役 小河原 正幸	担当者氏名	龍山 和也
担当者所属	環境エンジニアリング部門	担当者役職	主任
担当者 E-mail	tatsuyama-kazuya.ask@kanbo.co.jp	担当者電話番号	06-6271-2046(代)
プロジェクトでの役割	プロジェクト設備の製造業者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	住商アイナックス株式会社(スミショウアイナックスカブシキカイシャ)		
住所	尼崎市金楽寺町 1-6-44		
代表者氏名	支店長 内田 伸二	担当者氏名	武田 次民
担当者所属	営業課	担当者役職	主任

担当者 E-mail	takeda@inax-corp.co.jp	担当者電話番号	06-4868-5535
プロジェクトでの役割	プロジェクト関連設備の納入業者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者と同じ		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置 ※7			
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	プロジェクト代表事業者		
公的な報告・公表制度	該当なし		
自主的な報告・公表対象	該当なし		

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。

※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。

※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。

- ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスをを行う ESCO 事業者等

※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。

※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 キンキ寝具株式会社では、徹底した省エネを図るため、大阪府等と連携して平成 20 年度から 21 年度の 2 カ年計画で低温排熱回収などのプロジェクトを推進している。</p> <p>【内容】 本プロジェクトは廃熱回収に係る以下の 2 案件について申請するものである。</p> <p>① これまで廃棄していたフラッシュ蒸気を回収し、連続洗濯機の洗濯水の加熱(消毒処理等)に利用。</p> <p>② これまで廃棄していた洗濯排水や真水で希釈して再利用していた低温濯ぎ水の廃熱を再利用して連続洗濯機の余熱に利用。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>① 都市ガスを利用した蒸気ボイラーからの蒸気ドレンより発生した再蒸発蒸気については、大部分を蒸気ドレンと一緒に廃棄。</p> <p>② 平均62℃の洗濯排水はそのまま廃棄、また、平均54℃の連続洗濯機の濯ぎ排水の一部は予洗に使用していたが温度が高いため、真水で薄め40℃(大量の真水を廃棄)以下にして洗濯排水として排出。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>① 0.735MPaG の蒸気ドレンから低圧の自動フラッシュ蒸気回収装置を設置し、0.245MPaG のフラッシュ蒸気を回収し、0.735MPaG の生蒸気と混合し、連続洗濯機の加熱に利用。 詳細は、添付資料1から添付資料6の通り。</p> <p>② 洗濯排水の廃熱は熱交換器で新水に回収して洗濯や濯ぎ用水として利用。また、濯ぎ排水も熱交換器により、廃熱を新水に回収して洗濯用水や濯ぎ用水として利用。 結果として、ボイラーで使用する都市ガス量を削減し、CO2 排出量を削減する。 詳細は添付資料 7 及び添付資料8の通り。</p>

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))				
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
	ドレン回収タンク	スパイラックス・サーコ株式会社	20年	平成 20 年 12 月 10 日	FV-6(150φ × 1,000)
	制御弁				KE-PN 3 台他
	エコメリット改良型	朝日加工株式会社	10 年以上	平成 22 年 1 月 15 日	
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	キンキ寝具株式会社(キンキングカブシキカイシャ)			
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 大阪市東淀川区豊里 3 丁目 7 番 43 号			
	概要	(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。) 連続洗濯機が設置されている工場棟にフラッシュ蒸気回収装置と低温廃熱回収用の熱交換器を設置。			

B.3 プロジェクト
実施場所

概要



プロジェクト実施場所

B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2009 年 1 月 4 日 ~ 2029 年 12 月 31 日 (20 年 0 ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※2	2009 年 1 月 4 日 ~ 2013 年 3 月 31 日						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	14	72	132	132	132	482
B.7 モニタリング報告の頻度	年 1 回						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	大阪府民間事業者省 CO2 設備導入支援事業補助金/大阪府					
	補助金額 (申請額含む)	1, 400, 000円(1/3 補助)					
	補助金の用途	本プロジェクトの低温廃熱回収設備とソーラーパネル設置費の一部に充当					
	補助対象年月日	21 年 12 月 4 日 ~ 22 年 3 月 31 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 補助金交付決定通知書					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 熱交換器にごみ等が付着して熱回収効率が悪くなる恐れがある。 ②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 定期的に清掃を実施。						

※1: 2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日~2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4: 国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E.006 ver.2.0
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	<p>①フラッシュ蒸気の回収プロジェクトについては、0.735MPaG172℃の蒸気ドレンをフラッシュ蒸気回収装置にて0.245MPaG138℃の蒸気として回収し、連続洗濯機の加熱に利用。</p> <p>②約62℃で廃棄していた洗濯排水から熱交換器で廃熱を回収して洗濯用濯ぎ水に利用。</p>
	C.1.3 条件2	<p>廃棄していた蒸気ドレンからのフラッシュ蒸気回収プロジェクト、廃棄していた洗濯排水から低温廃熱回収するプロジェクトであり、ボイラーの燃料として使用される都市ガスの使用量が削減される。</p>
	C.1.4 条件3	<p>プロジェクト実施事業所での原油換算エネルギー使用量は年間688kLであり、3,000kLより少ないことから第一種エネルギー管理指定工場ではない。</p>
	C.1.5 条件4	<p>①フラッシュ蒸気の回収量はボイラーの蒸気発生量、生蒸気圧力、フラッシュ蒸気圧力、生蒸気使用量のモニタリングが可能。</p> <p>②低温廃熱回収プロジェクトは、廃熱回収前後の温度と流量のモニタリングが可能</p>

	C.1.6 条件5	<p>プロジェクト総事業費1,469万</p> <p>本プロジェクトは、大量の化石燃料由来の蒸気を消費する連続洗濯機の省エネを実施するためのプロジェクトである。厳しい経済状況下で、中小の事業所にとっては本プロジェクトの事業費は過大な負担となることから、1年間で計画的に実施したものである。</p> <p>(内訳)フラッシュ蒸気回収装置の設置費用 装置費:556万円 工事費:441万円 低温廃熱回収装置の設置費用 装置費:472万円 工事費込 補助金等 大阪府補助金:130万(低温廃熱回収装置の設置費用分)</p> <p>年間、132CO₂トンの省エネ効果 $132/2.27 \text{千 N m}^3 / \text{t-CO}_2 \times 1000 \times 40 \text{円} = 233 \text{万円/年}$ $(1,469 \text{万円} - 130 \text{万円}) / 233 \text{万円} = 5.7 \text{年}$</p>
C.2 適用方法論	方法論番号	JEAM_006 ver.2.0
	方法論名称	低温廃熱回収・利用

C.3 適用する ガイドライン等	C.3.1 ガイド ライン等への 準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合 の説明)		
		該当する	準拠の説明	説明
		<input type="checkbox"/>	全く準拠しない	
		<input checked="" type="checkbox"/>	一部準拠しない	ベースライン排出量のフラッシュ蒸気発生率については、工場内の生蒸気圧と日本機械学会の飽和蒸気圧表から算出。 「添付資料5参照」
		<input type="checkbox"/>	全て準拠する	
注) 全て準拠する場合は、説明は不要。				
C.4 ベースラ インシナリオ (BLS)	C.4.1 BLS の 特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)		
		①フラッシュ蒸気は回収されず、そのまま給水タンク等から廃棄。連続洗濯機は生蒸気を使用。 ②洗濯排水や濯ぎ排水の一部はそのまま下水へ破棄。 ③結果、これまで通りの蒸気ボイラーにおける都市ガス消費が行われていた。		
		(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし		
	C.4.2 BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源の特 定	(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) 特になし		
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) フラッシュ蒸気の発生量は、ボイラーの蒸気発生量からボイラーへの給水量を差し引いたドレン蒸気量から算出 蒸気発生量、ボイラー給水量及び蒸気圧は常時モニタリング(1日1回)を行い、フラッシュ蒸気発生量を正確に算出している。 「添付資料9参照」		

C.6 備考	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし。</p> <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p>
--------	--

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																											
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 20%;">該当しない</th> <th style="width: 30%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> </tbody> </table>					該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:
		該当しない	該当する																																								
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																								
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																										
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																										